

平成25年行政事業レビューシート (農林水産省)

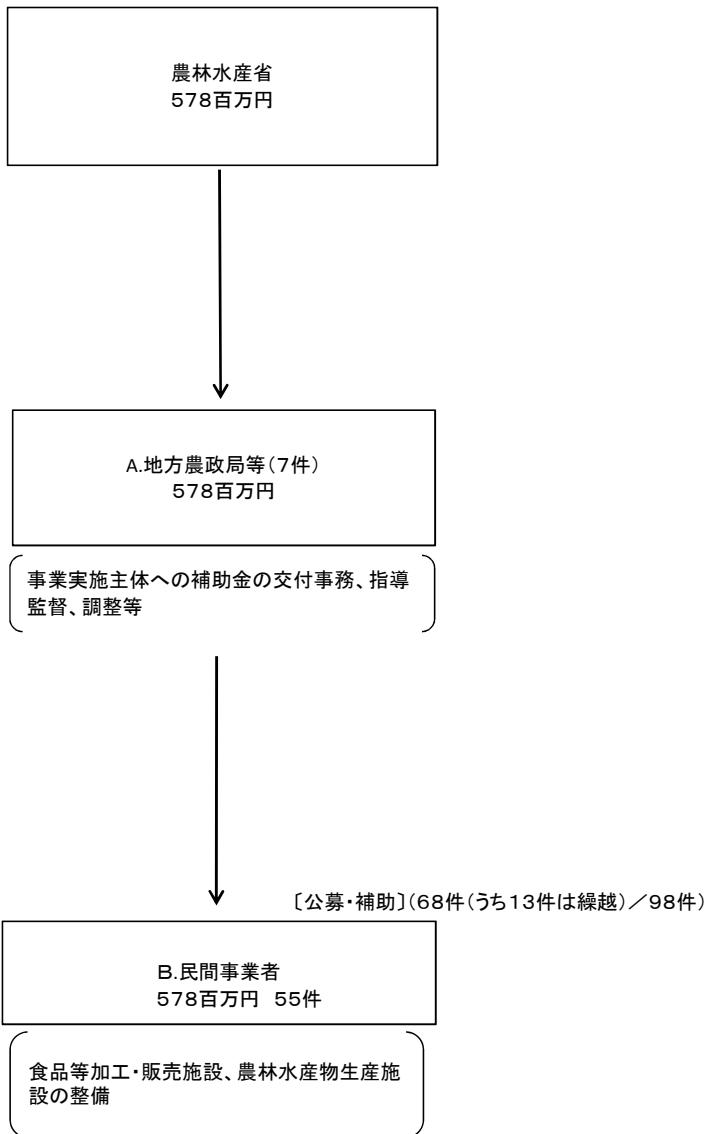
事業名	6次産業化整備支援事業		担当部局	食料産業局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～平成25年度		担当課室	産業連携課	産業連携課長 佐竹 健次		
会計区分	一般会計		政策・施策名	⑨ 農業・農村における6次産業化の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)		関係する計画、通知等	農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平成23年3月14日農林水産省告示第607号) 農商工等連携事業の促進に関する基本方針(平成20年8月20日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	六次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化を強力に推進し、農山漁村における雇用の創出と所得向上を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	六次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が、当該計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援する。 【補助率:1/2以内】						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	当初予算		2,194	702			
	補正予算		0	—			
	繰越し等		▲ 347	347			
	計		1,847	1,049			
	執行額		578				
執行率(%)		31%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (27年度)
	6次産業の市場規模 (24年度の成果実績は、25年度6月に把握が困難なことから、23年度の実績値を用いる。)		成果実績 兆円	—	—	1	3
	新商品等の売上額 (24年度に整備した施設による売上実績については、25年度分の実績報告にて把握)		成果実績 千円	—	—		(事業実施中) 前年度より増加
			達成度 %	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	食品等加工・販売施設等の整備数		活動実績 (当初見込み) 箇所	(—)	(—)	55 (64)	(18)
単位当たりコスト	10,509(千円/整備箇所数)		算出根拠	支出額 577,986千円/55箇所			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	建設費等	702	—	—			
	計	702					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明			
国費 必要投入の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	・本事業の対象者は国の法律に基づく認定者に限定しており、農山漁村の6次産業化を推進することで、農山漁村における雇用の確保と所得向上を図り、我が国全体の成長産業化につながるものであり、国として事業を実施する必要。また、成果目標である「6次産業の市場規模」は農林水産省の政策評価における測定指標として位置付けられている。本事業は、他の支援等と併せて6次産業化の市場規模3兆円を達成するために有効かつ、優先度の高い事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	・公募により事業者を募り、有識者で構成される選定審査会の審査により、事業者を選定している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	・施設整備を行う際の初期投資は、事業実施主体にとってリスクを伴うことから、国として施策を推進する上で1/2を負担することとしている。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	・事業実行率が31%となった主な要因等は以下のとおり。 ・事業の採択数は92件、事業費ベースで約8割の執行見込額であった。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	・事業実施数は68件(うち13件は25年度に繰り越し)となり、当初見込んでいた64件を上回る状況であり、農林漁業者の取組への意欲は高いものがあった。 ・1箇所当たりの事業額が当初見込み額より低く、繰り越し事業分を含めた執行見込み率は42%にとどまっている。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	・なお、採択数と事業実施数の差(24件)は、事業内容見直しや自己資金を確保できない等の理由から申請を取り下げたり、中止したことによる。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・本事業は農林漁業者等が行う6次産業化の取組等に必要となる施設整備を支援するものであり、施設整備に係る初期投資が最も重い負担であることを鑑みれば、補助により国が一定の支援を行うことが、事業目的に照らし最も有効である。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	・平成24年度の活動見込み64箇所に対して、実績は55箇所、86%と概ね見込みに見合ったものとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	△	・年度末に工事が完了した事業が多く、成果状況を把握できるのは25年度以降となる。			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	【広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。】 ・農山漁村の6次産業化は、農山漁村における雇用の確保と所得向上を図り、我が国全体の成長産業化につながるものであり、その推進のためには、農林漁業者等の経営の発展段階に応じて、本事業による補助やファンド等の支援が必要。					
	【地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。】 ・本事業の対象者は、国の法律に基づく認定者に限定していることから、国の事業として支援を行うことが必要である。なお、25年度からは、現場に精通する県が事業採択等を行う県交付金事業を別途措置するとともに、国が直接採択を行う本事業は1/3程度に縮減したところである。					
	【明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。】 ・成果目標である「6次産業の市場規模」は農林水産省の政策評価における測定指標として位置付けられている。本事業は農林漁業者団体等の、新たな商品製造や販路開拓に資する施設を整備し、直接的に市場規模を拡大するものであり、他の支援等と併せて6次産業化の市場規模3兆円を達成するために有効な事業であり、優先度の高い事業である。					
	【競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。】 ・公募により事業者を募り、外部有識者で構成される選定審査委員会の審査によって事業者を選定している。					
	【受益者との負担関係は妥当であるか】 ・施設整備を行う際の初期投資は、事業実施主体にとってリスクを伴うことから、国として施策を推進する上で1/2を負担することとしている。					
	【資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。】 ・国からの直接採択事業であり、中間段階での支出は無い。					
	【費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。】 ・6次産業化・地産地消法の総合化事業計画等に基づく、6次産業化の取組に必要な加工機械、施設等に限定している。					
	【事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。】 ・本事業は農林漁業者等が6次産業化の取組に着手する際に必要となる施設整備を支援するものであり、施設整備に係る初期投資が最も重い負担であることを鑑みれば、補助により国が一定の支援を行うことが、事業目的に照らし最も有効である。また、25年度からは、6次産業化の取組が着実に実施されるよう、県と連携して農林漁業者等に対してサポートを行う体制を構築するとともに、他の事業者との連携を促進し、効果的に事業実施ができるよう6次産業化支援施策全体の見直しを行った。					
	外部有識者の所見					
	行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
事業名変更:平成24年度名称「6次産業化推進整備事業」						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	—	平成23年	—			
平成24年	—	新24-0004				

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)



A.. 九州農政局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	有限会社太陽ファーム	73			
補助金	グリーンベースちらん株式会社	30			
補助金	古賀商店合同会社	14			
補助金	株式会社ベルクミート	12			
補助金	社会福祉法人出島福祉村三和ゆめランド	12			
補助金	兼久農産物加工組合	9			
補助金	合同会社田島柑橘園&加工場	8			
補助金	株式会社脇田総合	5			
補助金	有限会社野菜天国	1			
計		164	計		0
B. 株式会社アマタケ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
設備整備費	鶏肉カット機械の設置	24			
	コンベアライン等の設置	21			
	鶏肉冷却機の設置	17			
	真空包装機の設置	12			
計		74	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.地方農政局等(7件)

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	九州農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	164	—	—
2	東北農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	163	—	—
3	近畿農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	64	—	—
4	東海農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	63	—	—
5	関東農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	57	—	—
6	中国四国農政局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	46	—	—
7	沖縄総合事務局	事業実施主体への補助金交付事務、指導監督、調整等	20	—	—
8					
9					
10					

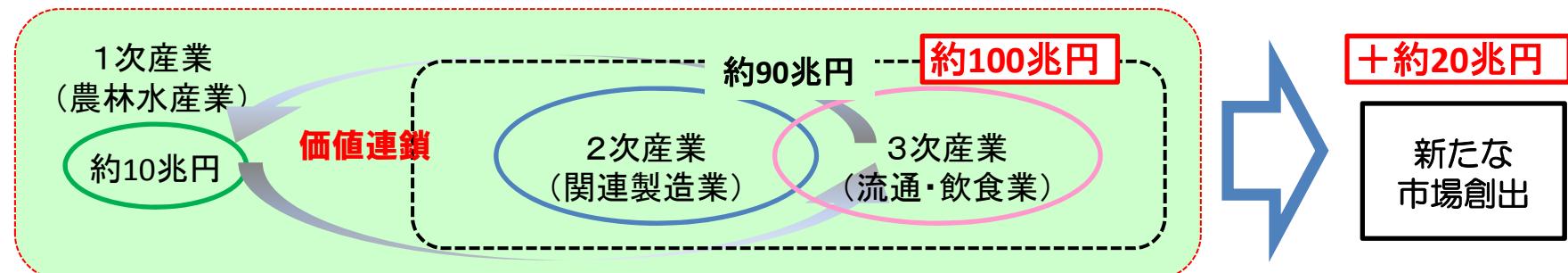
B.民間事業者(55件)

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アマタケ	南部とり(鶏)の加工機械等の整備	74	公募 98件 (応募者数)	—
2	(有)太陽ファーム	宮崎県都城市産等のニンニク、生姜を使った新商品の製造に係る、原料保管のための冷蔵庫及びペースト等加工施設の整備。	73		—
3	グリーンベースちらん(株)	自社で生産した胡麻、菜種を使った新商品「胡麻油」、「菜種油」の製造に必要な加工施設等の整備	30		—
4	(株)パンドラファームキャベツ部会	産地リレーによる、加工用キャベツの年間供給事業に係る冷蔵施設整備等	27		—
5	菌興椎茸協同組合	ヤナギマツタケの量産化のために必要な生産施設及び新商品(ご飯の素)製造に必要な加工施設の整備	26		—
6	(有)グリーントピア・ヨシダ	自社米と自社製味噌を活用した新商品(ドレッシング・菜味噌・惣菜等)の製造に必要な加工・販売施設等の整備	26		—
7	農事組合法人大沢ファーム	ぶどう、洋なしジュース加工に伴う加工機械・施設の整備	25		—
8	農事組合法人クマダ	大豆、米を利用した味噌、もちの新商品の製造、販売に伴う加工機械及び加工施設の整備	15		—
9	古賀商店合同会社	地域の米(米粉)を使った新商品「ロールケーキ」等の製造に伴う加工機械・施設等の整備	14		—
10	(株)グリーンピア相模原	都市農業にマッチした安全・安心なニンニクの生産と発酵熟成ニンニクの加工・販売のための機械・施設の整備	13		—

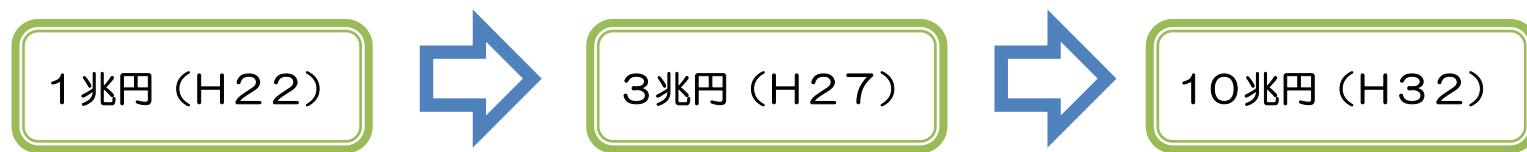
1. 6次産業化の狙い

- 農林漁業者等が自ら、あるいは食品産業事業等と連携して、農林水産物の生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）、販売（3次産業）を一体的に実施（6次産業化）することにより、生産から消費までのバリューチェーンをつなぎ、付加価値を向上。
- 6次産業化の推進により、農山漁村地域における雇用と所得を創出。

【農業・食料関連産業の国内生産額】



【うち6次産業の市場規模】



2. 6次産業化の推進

- 平成23年3月に六次産業化・地産地消法が施行。
- 同法に基づき、農林漁業者等が、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を 一体的に行う事業活動に関する総合化事業計画を農林水産大臣が認定。
- 認定事業計画に対して、補助金などによる支援を実施。

【認定事業計画の推移】



【総合化事業計画の概要】

【主な記載事項】

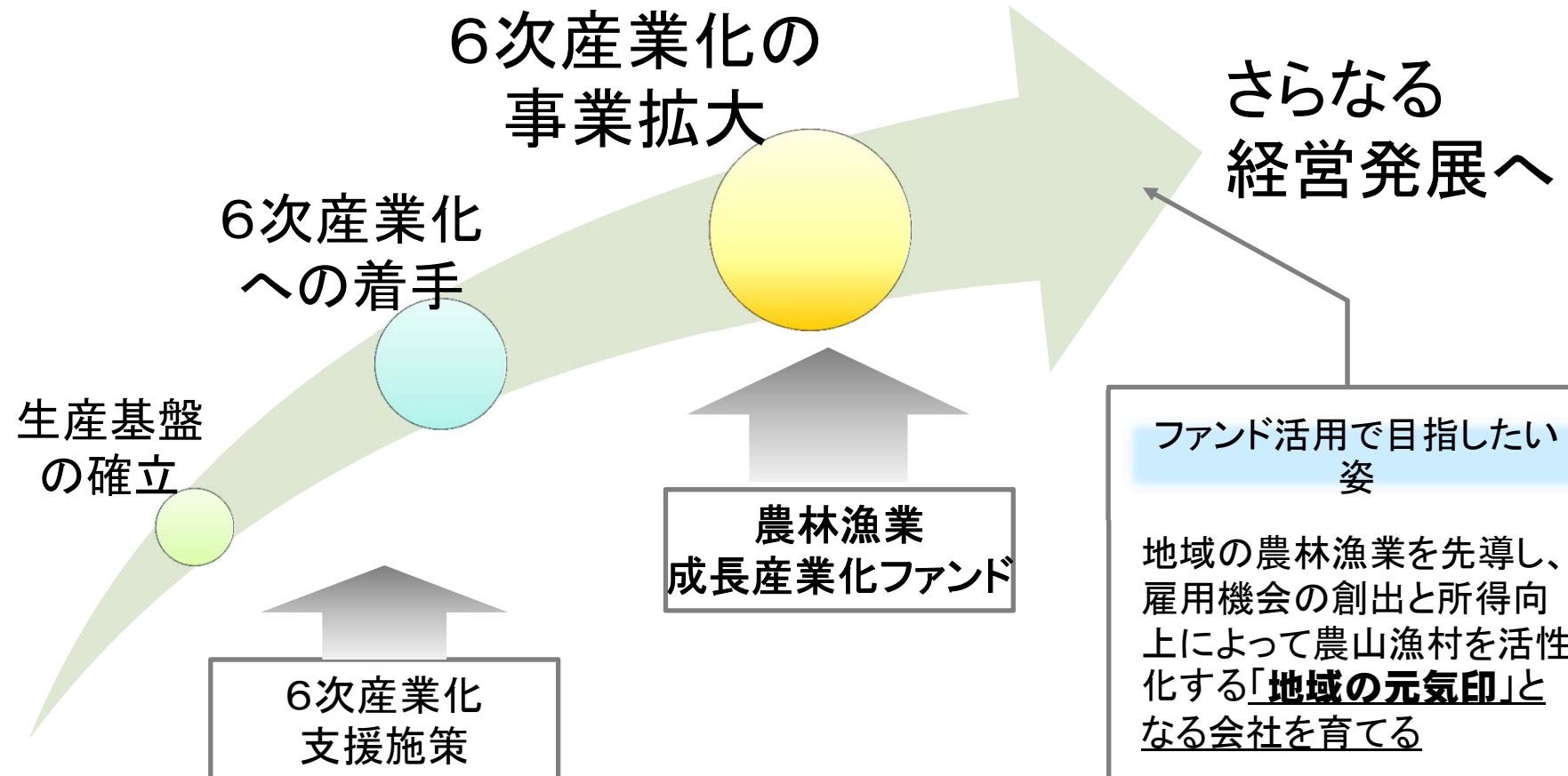
- ・事業の内容（新商品開発又は新たな販売方式の導入）
- ・事業計画期間（3～5年）
- ・経営改善の目標（売上げ、所得増加）
- ・取組に必要な施設整備の内容 等

【総合化事業計画の概要】

	(%)
加工	18.5
直売	0.4
輸出	0.8
加工・直売	76.7
加工・直売・レストラン	2.8
加工・直売・輸出	0.8

6次産業化の展開

- 現在1兆円の6次産業の市場規模を、2020年に10兆円に拡大。
- 1次産業と2次、3次産業を結合(6次産業化)し、バリューチェーンを構築することにより、農林水産物・食品などの付加価値を向上。



3. 6次産業化推進整備事業の概要

1 事業の内容

農林漁業者団体等が、六次産業化・地産地消法に基づく認定を受けた総合化事業計画等に従い実施する取組に必要な農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備を支援

2 補助の対象となる施設

(1) 農林水産物等の加工・販売等のために必要な施設

- ・集出荷貯蔵施設(農林水産物等の選別・選果用機械、建物等)
- ・処理加工施設(処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械、建物等)
- ・総合的販売施設(建物等)
- ・捕獲獣肉等食材提供施設(建物等)等

(2) 農林水産物の生産のために必要な施設((1)と併せて行う場合に限る。)

- ・高生産性農業施設(農業用機械、施設等)
- ・乾燥調製貯蔵施設(乾燥機、糀摺り機、袋詰め機、建物等)
- ・水産用種苗生産・蓄養殖施設(養殖用生産機械、建物等)
- ・特用林産物生産施設(きのこ類等特用林産物生産機械、建物等)等

3 補助率等

事業費の2分の1以内(上限1億円)

事例1

規格外の果樹を使用した加工品製造に必要な施設の整備

＜取組概要＞

- ◆ぶどう、りんご等の規格外品を使用したピューレの製造
- ◆自家製ピューレを使用したソフトクリーム等の製造

＜販売計画＞

- ◆初年度: 10,500千円
- ◆3年後: 13,300千円

＜施設等の整備内容＞

- ◆果樹加工機械、施設

＜事業費＞

8,061千円

＜補助金＞

3,838千円



事例2

ニンニク・ショウガを使用した加工品製造に必要な施設の整備

＜取組概要＞

- ◆ニンニクを使用した脱臭ニンニクペースト等の製造
- ◆ショウガを使用したペーストの製造

＜販売計画＞

- ◆初年度: 108,600千円
- ◆4年後: 280,400千円

＜施設等の整備内容＞

- ◆ニンニク等貯蔵施設
- ◆ニンニク等加工機械、加工施設

＜事業費＞

145,262千円

＜補助金＞

72,631千円



4. 事業実施上の課題及び改善の方向

事業実施上の課題

1 事業の執行率(31%)が低調。 (主な要因)

- 事業の採択数は92件、事業費ベースで約8割の執行見込 率であったが、採択後の事業 内容見直しや自己資金を確保でき ない等の理由 から 24件の事業が申請を取り下げ。
- 最終的な事業実施数は68件(うち13件は25年度に繰り越し)となり、当初見込んでいた事業数64件を上回るもの、1件当たりの事業額が当初見込み額より低かったため、執行率が低下。
- なお、繰り越し事業分を含めた執行見込 率は 42%。

2 小規模な事業が多く、6次産業化の取組拡大につながりにくい面があること。 (主な要因)

- 6次産業化の推進が始まって間もなく、サポート体制等の環境整備が十分でないため、農林漁業者 が単独で事業に取り組むケースが大部分。
- このため、販路の問題などにより、事業を大きく展開することが困難。

改善の方向等

1 既に改善した事項

○ 複数回公募の実施

24年度において、事業の執行率向上に向けて、年3回公募を実施。

2 25年度事業において改善した事項

① 県を活用した着実な事業執行

着実な事業執行を図るため、現場に精通する県が事業採択、事業執行を行う県交付金事業を創設。
(国の直接採択事業は減額)

② 県と国との役割分担によるサポート体制の構築

県と国が連携して6次産業化に取り組む事業者をサポートする体制を構築。

③ ネットワークの構築による取組拡大

6次産業化の取組拡大に向けて、農林漁業者と多様な事業者との連携促進の取組を支援するとともに、施設整備における補助上限を撤廃。

3 今後改善する事項

○ A-FIVEとの連携

(株)農林漁業成長産業化支援機構との連携により、事業実施主体の経営の発展段階に応じた補助、ファンドの活用推進。

(参考1) 平成25年度の6次産業化支援施策

全国段階

初期の6次産業化

ネットワーク

ファンド

全国的な支援体制整備

【団体事業】

6次産業化支援事業のうち全国支援(ソフト、3.7億円)

個別農家等の取組支援

県域を越えるネットワーク
活動の取組支援

6次産業化支援事業
のうち地域支援

(ソフト、3.7億円)

+

(ハード、7.0億円)

【国直接】

都道府県
段階

県域内の取組支援
県内の支援体制整備

6次産業化ネットワーク
活動交付金
(ソフト・ハード、
21.7億円)

【県交付金】

(参考2)

(参考2) 農林漁業成長産業化ファンドによる資金供給の流れ

- 国と民間の共同出資によって、(株)農林漁業成長産業化支援機構を設立。
- 農林漁業者と他産業の事業者が連携し、共同出資する会社が支援対象。

